同　田中しるな
鹿児島簡易裁判所判事に補する
同　市野井哲也
仙台簡易裁判所判事に補する
同　吉野内庸子
山形簡易裁判所判事に補する
同　長谷川健太郎
秋田簡易裁判所判事に補する
同　鷺坂　計知　同　佐藤　薫
札幌簡易裁判所判事に補する（各通）
同　安井　龍明
函館簡易裁判所判事に補する
同　藤原　未知
松山簡易裁判所判事に補する（以上1月十六日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、1月二十二日午後八時御出門、水戸室内管弦楽団　東京公演（小澤征爾指揮）を御鑑賞のため、サントリーホール（港区）へ行幸啓、同九時二十九分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、ブルガリア国大統領ロセン・プレヴネリエフ閣下の大統領就任につき、1月二十二日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

嘉手納弾薬庫地区の一部土地に関する裁決の申請に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決の申請があった旨の通知を受けたので、同法第四十五条第二項の規定に基づき公告する。

一　使用しようとする土地に係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆前原	一七五二番	畑

二　裁決申請があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、平成二十三年十二月十四日付け沖防第三千六百二十四号により、土地収用法第四十四条第一項の規定による同法第三十九条第一項の使用の裁決の申請があった。

三　裁決手続開始の登記とその効果

公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

四　公告期間

平成二十四年1月二十五日から平成二十四年二月八日まで

平成二十四年1月二十五日

防衛大臣　田中　直紀

トリイ通信施設の一部土地に関する裁決の申請に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決の申請があった旨の通知を受けたので、同法第四十五条第二項の規定に基づき公告する。

一　使用しようとする土地に係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県中頭郡読谷村字大湾糸蒲原	八一四番	畑

二　裁決申請があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、平成二十三年十二月十四日付け沖防第三千六百二十三号により、土地収用法第四十四条第一項の規定による同法第三十九条第一項の使用の裁決の申請があった。

三　裁決手続開始の登記とその効果

公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

四　公告期間

平成二十四年1月二十五日から平成二十四年二月八日まで

平成二十四年1月二十五日

防衛大臣　田中　直紀

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年1月25日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成24年1月25日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

記

制定された日本工業規格

地理情報―地理マーク付け言語（GML）（G　X7136）

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年1月25日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成24年1月25日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

記

廃止された日本工業規格

地理情報―地理空間データ交換用XML符号化法　X7199

国家試験

平成24年司法試験の試験場

司法試験法（昭和24年法律第140号）第7条の規定に基づき、平成24年5月16日、17日、19日及び20日に施行する平成24年司法試験の試験場について、次のとおり公告する。

平成24年1月25日

司法試験委員会委員長　山口　厚

（試験地）	（試験場）
札幌市	北海道経済センター（札幌市中央区北1条西2）
仙台市	東北学院大学土樋キャンパス（仙台市青葉区土樋1―3―1）
東京都	サンシャインシティコンベンションセンターTOKYO（東京都豊島区東池袋3―1　文化会館） TOC（東京都品川区西五反田7―22―17　TOCビル13階） 東京都立産業貿易センター浜松町館（東京都港区海岸1―7―8）
名古屋市	東京流通センター（東京都大田区平和島6―1―1） 愛知大学車道キャンパス（名古屋市東区筒井2―10―31）
大阪市	名城大学天白キャンパス（名古屋市天白区塩釜口1―501） 大阪商工会議所（大阪市中央区本町橋2―8） マイドームおおさか（大阪市中央区本町橋2―5）
広島市	広島県立産業会館（広島市南区比治山本町16―31　西展示館）
福岡市	南近代ビル（福岡市博多区博多駅南4―2―10）

公告

諸事項

工場財団

岩手県盛岡市上田二丁目19番56号**盛岡ガス株式会社**の工場財団に岩手県岩手郡滝沢村滝沢字高屋敷平11番地23盛岡ガス株式会社瓦斯工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年1月25日　盛岡地方法務局